

「元気発進！子どもプラン」の推進に向けた主要施策

北九州市基本構想・基本計画（「元気発進！北九州」プラン）に掲げる“人づくり”を具体化するため、その部門別計画である、「元気発進！子どもプラン（北九州市次世代育成行動計画【平成22年度から26年度】）」に基づき、「子どもの成長」と「子育て」を地域社会で支え合う“まちづくり”を進めている。

この計画の下で、家庭や地域、学校、企業、行政など地域社会全体の子育て力を高め、子どもが健やかに成長し、市民一人ひとりが家庭を持つことや、子どもを生み育てることの喜びを実感できる「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指す。

（1）新たな計画づくりと子ども・子育て支援新制度への対応

「元気発進！子どもプラン」の次期計画の策定及び計画の周知を図るとともに、平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」の本格施行に向けて、新制度の開始に向けた準備を実施する。

（2）仕事と子育ての両立支援

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組みを推進するとともに、その基盤となる保育サービスや放課後児童クラブなどの子育て支援サービスを充実する。

（3）安心して生み育てることができる環境づくり

妊娠・出産から乳幼児および思春期の保健・医療体制のより一層の充実を図るとともに、「家庭」と「地域社会」との連帯感が希薄になる中、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを推進する。

（4）子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり

子どもや若者が直面する様々な課題への対応と、地域社会全体で子どもの健やかな成長や自立を支える環境づくりを推進する。

（5）特別な支援を要する子どもや家庭への支援

社会的養護が必要な子ども、障害のある子どもやその家庭、ひとり親家庭に対し、その状態に応じた必要な支援を行うとともに、児童虐待への対応を充実する。

重点的に取り組みを行う主な事業

(1) 新たな計画づくりと子ども・子育て支援新制度への対応

○**新**子ども・子育て支援新制度関係事業 22,600 千円

北九州市子ども・子育て会議を開催し、「元気発進！子どもプラン」の次期計画を策定するとともに、タウンミーティングの開催などにより計画の周知を図る。

また、平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」の本格施行に向けて、平成26年度下半期を目途に、システムの運用や市民・事業者の手続き開始、新制度の市民への周知、業務体制の整備など、新制度の開始に向けた準備を実施する。

(2) 仕事と子育ての両立支援

○ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲） 14,870 千円

誰もが多様な働き方や生き方を選択でき、活力ある豊かな社会を実現するため、「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を中心に、企業等の取組み支援などを行うとともに、企業や地域での様々な活動と連携しながら仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図る。

○放課後児童健全育成事業 1,392,419 千円

放課後児童クラブについて、利用を希望する児童を円滑に受け入れるとともに、児童への対応を充実するため、放課後児童クラブアドバイザーや巡回カウンセラーの派遣等を行う。

○保育所運営事業 14,620,907 千円

仕事と子育ての両立支援を推進するため、保育に欠ける子どもは誰でも保育所に入所でき、多様なニーズに応えながら、子どもの健やかな育成を支援する保育サービスの実現を図る。

○**新**小規模保育事業（保育所） 612,644 千円

年度中途の入所が困難な3歳未満児の保育ニーズに対応するため、小規模保育事業を実施する保育所に対し、施設整備費や運営費を助成する。

○**新**幼稚園・認定こども園による保育サービスの充実 405,580 千円

保育サービスを充実するため、長時間預かり保育、小規模保育を実施する幼稚園や認定こども園に対し、施設整備費や運営費を助成する。

○特別保育事業補助 1,319,625 千円

多様な保育ニーズに対応するため、一時保育を行う施設を増やすとともに、民間保育所での午後8時までの延長保育を新たに実施する。

- 病児・病後児保育事業**

家庭での保育が困難な、病氣中または病氣やけがの回復期にある児童を一時的に預かるための病児・病後児保育施設を増やす。

142,807 千円
- 新（仮称）北九州市子育て支援コンシェルジュ配置事業**

保育所、幼稚園や地域の子育て支援事業等の利用についての相談に応じるため、各区役所に1名ずつ子育て支援コンシェルジュを配置する。

14,600 千円
- 保育士就職支援事業**

保育士養成校卒業予定の学生等を対象に、就職説明会を実施する等、保育所へのスムーズな就職を支援する。

3,000 千円
- 新非婚の母に対する保育料の寡婦控除みなし適用**

婚姻歴の有無による経済的負担の格差解消を図るため、非婚の母子家庭に対し、寡婦控除の「みなし適用」を実施して、保育所保育料を減免する。

(3) 安心して生み育てることができる環境づくり

- 母子健康診査**

母子保健法に基づき、妊婦や乳幼児の疾病または異常の早期発見及び疾病や障害の予防、悪化防止を図り、健康を保持増進させるため、妊婦、乳幼児の健康診査等を実施する。

1,012,097 千円
- 乳幼児等医療費支給事業**

子育てに関する経済的負担を軽減するため、中学校3年生までの乳幼児等に係る医療費(ただし、小学生及び中学生は入院医療費のみ)の自己負担額を助成する。

2,621,000 千円
- すくすく子育て支援事業**

安心して生み育てることができる環境づくりを推進するため、妊娠・出産・育児期における保健事業を実施する。

27,660 千円
- のびのび赤ちゃん訪問事業**

子育ての孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、支援が必要な家庭に対して適切な指導や支援、サービスの提供に結び付ける。

47,627 千円
- 新口腔保健支援センター運営事業**

市民の歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持を推進させる観点から、本市の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進させるため、歯科口腔保健の推進に関する法律第15条に規定される「口腔保健支援センター」を設置する。

3,500 千円
- 子育てに関する情報提供・PR**

子育て中の人や、子どもの成長に応じた情報をタイムリーに、かつ手軽に入手できるよう、情報誌「北九州市こそだて情報」や「子ども家庭レポート」を発行し、子育てに関する情報の提供を行う。

3,216 千円

- 親子ふれあいルーム運営事業** **32,898 千円**
乳幼児を持つ保護者の子育てへの不安を軽減するため、親子が気軽に集い、交流、情報交換、育児相談等ができるスペースを運営する。
- 子ども・家庭相談コーナー運営事業** **87,976 千円**
各区に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談を受け、ひとり親家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行う。
- 子育て支援総合コーディネーター配置事業** **14,322 千円**
「子育て支援サロン“ぴあちえーれ”」に子育て支援総合コーディネーターを配置し、育児相談・情報提供の充実を図る。
- ほっと子育てふれあい事業** **15,204 千円**
子育ての援助を行いたい「提供会員」と、援助を受けたい「依頼会員」とでボランティア組織をつくり、会員間で子どものあずかりや送迎などの相互支援活動を行う。
- みんなの子育て・親育ち支援事業** **5,275 千円**
地域全体の育児力を高め、親の社会的成長を促すため、身近な地域における子育て支援及び子育てにかかわる団体への活動支援を行う。また、育児ネットワーク構築を推進する。
- 赤ちゃんの駅登録事業** **1,300 千円**
官民が協力して、乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やオムツ替えができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て中の親が安心して外出できる環境づくりを行う。
- 子育て世帯臨時特例給付金事業** **1,128,700 千円**
児童手当の支給対象児童（ただし、児童手当の所得制限額以上の者、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護制度内で対応される被保護者等を除く）に対し、一人につき1万円の「子育て世帯臨時特例給付金」を支給する。
- 次世代育成子育て支援事業** **78,422 千円**
子育て支援機能の強化を図るため、私立幼稚園に対して助成を行う。
- 私立幼稚園就園奨励事業** **1,935,242 千円**
保護者の経済的負担の軽減と公私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を図るため、私立幼稚園に通う園児の世帯に対して、所得に応じて保育料等への補助を行う。

(4) 子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり

- 青少年ボランティアステーション推進事業** **2,034 千円**
様々な体験活動を通じ、青少年の成長に欠かすことのできない規範意識や他人を思いやる心など豊かな人間性をはぐくみ、社会性や協調性などを身につけることができるよう、青少年が行うボランティア体験活動を支援・促進する。

- 「ユースステーション」運営費 29,256千円
 中・高校生をはじめとする若者が、学習や体験、スポーツ・文化活動、仲間との交流等を通じて自己を発見し、社会性や自立性を身につける場として「ユースステーション」の運営を行う。
- 子ども・若者応援センター「YELL」の運営 23,342千円
(他に債務負担 46,600千円)
 子ども・若者の育成や支援に関する相談に応じることや関係機関の紹介、必要な情報提供や助言等の総合相談やコーディネート機能を持つ「子ども・若者応援センター『YELL』」の運営を行う。
- 「北九州市『青少年の非行を生まない地域づくり』推進本部」運営事業 42,400千円
 「Ⅰ非行防止対策」「Ⅱ非行からの『立ち直り』支援」「Ⅲ薬物乱用の防止と啓発」「Ⅳ地域団体・関係機関との連携強化」の4つの柱をたて、就労支援の取組みを強化するなど、青少年の非行防止施策を総合的かつ積極的に展開する。
- 若者のための応援環境づくり推進事業 1,496千円
 ニート（若年無業者）、ひきこもり、不安定な雇用形態等、将来を見通せない不安の中で、社会生活を円滑に営む上で様々な「困難」を抱えている子どもや若者の増加に対応するため、関係機関・団体が連携し、若者を総合的にサポートする環境づくりを推進する。
- 私立幼稚園に対する補助 226,798千円
 幼児教育の振興のため、私立幼稚園に対して助成を行う。
- いじめ対策の充実 419,896千円
 「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、いじめ対策を充実していく上での体制整備を図るとともに、いじめ問題に関する普及・啓発活動の充実や、児童生徒の円滑な人間関係構築のための「北九州市対人スキルアッププログラム」の作成等により、いじめ対策の充実を図る。また、学校支援のための市費講師や、スクールソーシャルワーカー（注1）、スクールカウンセラー（注2）の配置を行うとともに、ネットトラブルの防止に向けた取組みを行うなど、いじめ等の児童生徒の問題行動への対応を強化するための事業を実施する。
 （注1）スクールソーシャルワーカー
 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、不登校や暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童生徒が置かれた複雑な家庭環境に働きかけたり、関係機関との連携の強化を図る職員。
 （注2）スクールカウンセラー
 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士などの「心の専門家」。
 全中学校に配置、全小学校に派遣

(5) 特別な支援を要する子どもや家庭への支援

- 母子福祉センター運営委託 **38,682 千円**
「母子福祉センター」において、各種相談事業、自立促進のための各種講座や就職相談会などを実施し、ひとり親家庭の総合的な福祉の向上を図る。
- 児童養護施設等措置費 **1,776,564 千円**
児童福祉法に基づき、児童養護施設等の児童入所施設において、保護を要する児童の養育又は保護に要する費用を負担する。
- 親子通園事業 **2,901 千円**
直営保育所に設置する親子通園クラスにおいて、発達に不安のある児童や、育児に不安のある保護者を親子で受け入れ、保育所での遊びや体験、相談を通じて、児童にとって適切な機関への移行支援を行う。
- 児童虐待防止（子どもの人権擁護）推進事業 **15,567 千円**
児童虐待の早期発見及び被虐待児童の迅速かつ適切な保護を行うため、関係機関との連携強化を図る。また、児童虐待の防止等のために必要な体制を整備するとともに、関係機関等との職員の研修及び広報活動を行う。
- 新**児童虐待防止医療ネットワーク事業 **4,500 千円**
中核的な小児救急病院等に児童虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関からの児童虐待対応に関する相談への助言等を実施する。
- 総合療育センター再整備事業 **64,000 千円**
障害児の療育及び医療の中核施設である総合療育センターの再整備に向けて、現在策定中の基本計画に基づき、基本設計等を行う。
- 新**（仮称）総合療育センター西部分所整備事業 **24,300 千円**
外来、リハビリ、児童通所の機能を有する（仮称）総合療育センター西部分所（八幡西区）の新設に向けて、現在策定中の基本計画に基づき、実施設計等を行う。
- 特別支援教育の充実 **1,222,777 千円**
（他に債務負担 2,661,500 千円）
知的障害と病弱の児童生徒を対象とする特別支援学校を、旧門司商業高校跡地に新設するため、校舎新築工事等に着手するとともに、総合療育センターの再整備に伴い、企救特別支援学校の校舎の再整備を実施する。
また、発達障害等、教育上特別な支援を必要とする児童に対する適切な指導・支援の充実を図るため、新たに特別支援教育学習支援員を配置する。また、特別支援教育介助員や市費講師、看護師などそれぞれのニーズに応じた人材を配置する。さらに、障害のある生徒の就労を支援するため、就労支援コーディネーターを配置し、実習・就労協力企業の開拓を行う。